

令和6年第2回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年2月16日(金) 午後3時～午後4時

2. 開催場所 棚倉町役場 議員控室

3. 出席委員 (農業委員14名・推進委員2名)

会 長 15番 沼野 謙一

職務代理者 1番 緑川利喜男

農業委員

~~2番 草野 勇助~~

3番 稲川 清一

4番 渡邊 秀行

5番 金澤 俊夫

6番 秋山 勝康

7番 高萩 幸一

8番 齋藤 登

9番 垂石みわ子

10番 藤田 監次

11番 鈴木 敏男

12番 根本 秀男

13番 星 實

14番 須藤 芳浩

推進委員

鈴木 廣紀 薄葉 新一

4. 欠席委員

2番 草野 勇助

5. 議事日程

報告第1号 農地法施行規則第29条第1項の規定に基づく農地転用について

報告第2号 時効取得を原因とする所有権移転について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地の現況確認証明について

協議第1号 次回総会及び現地調査の日程について

会 議	長 長	あいさつ まずはじめに、本日の農業委員会ではありますが、棚倉町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、2番 草野勇助委員、塩田喜一推進委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。 ただ今の出席委員は、農業委員14名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回棚倉町農業委員会総会を開会します。 次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会会議規則第42条の規定に基づき、13番 星實委員、14番 須藤芳浩委員を指名します。 次に、会期の決定ではありますが、今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議 長		異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定されました。 それでは、早速議事に入ります。
議 長		報告第1号「農地法施行規則第29条第1項の規定に基づく農地転用について」を議題とします。議題の内容を事務局説明願います。
事 務 局		報告第1号について、朗読を持って説明。
議 長		ただ今の事務局説明について質問等がありましたらお願いします。
全 委 員		「なし」
議 長		質問等が無いようでありますので、これは、報告案件でありますので、報告のみとさせていただきます。
議 長		報告第2号「時効取得を原因とする所有権移転について」を議題とします。議題の内容を事務局説明願います。
事 務 局		報告第2号について、朗読を持って説明。
議 長		ただ今の事務局説明について質問等がありましたらお願いします。
全 委 員		「なし」
議 長		質問等が無いようでありますので、これは、報告案件でありますので、報告のみとさせていただきます。
議 長		議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		議案第1号について、朗読を持って説明。
議 長		ただ今の事務局説明のとおりであります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員		「なし」
議 長		質疑なしと認めます。

	これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」は、原案のとおり承認することに決定されました。
議 長	議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。 議題の内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。 まず、議題の内容と番号1について事務局より説明願います。
事 務 局	議題の内容と番号1について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告であります。薄葉新一推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
薄葉推進委員	番号1について、説明いたします。 2月7日、事務局の深谷主任主査、小池主事と申請人兩名の代理人である行政書士の●●さんと現地確認を行いました。 事務局からの説明のとおり、売買により規模拡大を図るものです。 申請地は30年ほど前、譲受人のお父さんの代から借りて作付けしており、この度、正式に登記をかけるものです。 譲受人は、一通りの農機具を所有しており、他に田んぼを7筆耕作しています。 申請地の利用状況等の現地調査を行い、特に問題なく許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員の報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。 次に、番号2について、事務局より説明願います。

事務局	番号2について、朗読を持って説明。
議長	次に調査員の報告であります。塩田喜一推進委員に調査をお願いしていましたが、欠席の届出がありました。よって調査報告書を預かっておりますので、事務局より報告願います。
事務局	番号2について、説明いたします。 2月7日、事務局の深谷主任主査、小池主事と申請人兩名の代理人である行政書士の●●さんと現地確認を行いました。 事務局からの説明のとおり、売買による案件です。 譲渡人のお父さんが譲受人の経営する会社で働いていたということもあり、お父さんの代に売買の約束をしており、この度、正式に契約となりました。 譲受人は町内で1町6反歩ほど田んぼを耕作しております。譲受人が主体となり、譲受人の息子さんとで作業を行い、農業機械についてはトラクターと軽トラックを所有しております。田植えなどは、知人をお願いしているそうです。肥培管理、周辺地域に対しても特に問題なく許可相当と見てまいりましたので、委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。
議長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全委員	「なし」
議長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員	「なし」
議長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員の報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全委員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議長	議案第3号「農地の現況確認証明について」を議題とします。 議題の内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。 まず、議題の内容と番号1について事務局より説明願います。
事務局	議題の内容と番号1について、朗読を持って説明。
議長	次に調査員の報告であります。高萩幸一委員、鈴木廣紀推進委員、薄葉新一推進委員に調査をお願いしておりますので、代表で鈴木推進委員に、調査結果の報告を求めます。
鈴木推進委員	番号1の調査結果についてご報告いたします。 2月7日、9時30分より、現地において、高萩農業委員、薄葉推進委員と、事務局の近藤主任主事とで、現地調査をおこなってまいりました。 申請内容につきましては、ただ今事務局が説明したとおりであります。 申請地は、山林に囲まれており、日が当たらない湿地帯です。40年以上耕作及び

		<p>草刈りなどの保全管理をしていないということですが、樹木も生えないような状態で、原野化しておりました。</p> <p>また、ため池と山林の間にある申請地への進入路は狭く、人がやっと歩けるような幅で、農作業機械の出入りは難しい状態です。</p> <p>農地として復元するには大規模な整備が必要であり、復元しても、日照や進入路等の問題から、継続して利用することが著しく困難であると思われまます。</p> <p>以上、現地において確認してまいりましたが、非農地と判断して問題はないとみてまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。</p> <p>これより、質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
全	委 員	「なし」
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより討論を行います。討論ありませんか。</p>
全	委 員	「なし」
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これより表決を行います。表決は簡易表決とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>
全	委 員	「異議なし」
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は承認することに決定されました。</p> <p>次に番号2について事務局より説明願います。</p>
事 務 局		番号2について、朗読を持って説明。
議	長	<p>次に調査員の報告であります。高萩幸一委員、鈴木廣紀推進委員、薄葉新一推進委員に調査をお願いしておりますので、代表で鈴木推進委員に、調査結果の報告を求めます。</p>
鈴木推進委員		<p>番号2の調査結果についてご報告いたします。</p> <p>2月7日、10時より、現地において、高萩農業委員、薄葉推進委員と、事務局の近藤主任主事とで、現地調査をおこなってまいりました。</p> <p>申請内容につきましては、ただ今事務局が説明したとおりであります。</p> <p>申請地は、南側に山林があり、日照時間が短いことや、進入路が狭いこと、また面積の狭さによる管理の難しさから、30年以上耕作していないということですが、定期的に草刈りなどの保全管理をしており、農地の状態でした。</p> <p>以上、現地において確認してまいりましたが、現況では保全管理がされている農地ですので、非農地と判断することは難しいとみてまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりで、農地ということになります。</p> <p>これより、質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
全	委 員	「なし」
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p>

	これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は、原案のとおり農地として承認することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は農地として承認することに決定されました。 次に番号3について事務局より説明願います。
事 務 局	番号3について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告であります。高萩幸一委員、鈴木廣紀推進委員、薄葉新一推進委員に調査をお願いしておりますので、代表で鈴木推進委員に、調査結果の報告を求めます。
鈴木推進委員	番号3の調査結果についてご報告いたします。 2月7日、10時15分より、現地において、高萩農業委員、薄葉推進委員と、事務局の近藤主任主事とで、現地調査をおこなってまいりました。 申請内容につきましては、ただ今事務局が説明したとおりであります。 申請地は、周囲は主に山林及び原野に囲まれており、日照時間が短いことや、進入路が狭いこと、また面積の狭さによる管理の難しさから、30年以上耕作していないということですが、定期的に草刈りなどの保全管理をしているということで、農地の状態でした。 以上、現地において確認してまいりましたが、現況では保全管理がされている農地ですので、非農地と判断することは難しいとみてまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりで、農地ということになります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は、原案のとおり農地として承認することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は農地として承認することに決定されました。 次に番号4について事務局より説明願います。
事 務 局	番号4について、朗読を持って説明。

議 長	次に調査員の報告であります。高萩幸一委員、鈴木廣紀推進委員、薄葉新一推進委員に調査をお願いしておりますので、代表で鈴木推進委員に、調査結果の報告を求めます。
鈴木推進委員	番号4の調査結果についてご報告いたします。 2月7日、10時30分より、現地において、高萩農業委員、薄葉推進委員と、事務局の近藤主任主事とで、現地調査をおこなってまいりました。 申請内容につきましては、ただ今事務局が説明したとおりであります。 申請地は、20年以上耕作していないということですが、定期的に草刈りなどの保全管理をしているほか、栗などの果樹が植えられており、農地の状態でした。 日照に問題はありませんが、水田として耕作していた当時は、取水に苦労されていたようです。東側の河川より塩ビ管を通して取水するために、●●●●の下に、丸太2本を置いて土台にし、その上に塩ビ管を設置していました。塩ビ管を1年通して設置したままにすると劣化が進んでしまうことから、春に設置し、秋に撤去することや、丸太が劣化することから定期的に取り換えたりすることなど、水利関係の維持管理が困難であったということです。 以上、現地において確認してまいりましたが、現況では保全管理及び果樹が植えられている農地ですので、非農地と判断することは難しいとみてまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりで、農地ということになります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は、原案のとおり農地として承認することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は農地として承認することに決定されました。
議 長	協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局	協議第1号について、朗読を持って説明。
議 長	ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いいたします。
全 委 員	「なし」
議 長	質問等が無いようでありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。

		よって、協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。
議	長	以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和6年第2回棚倉町農業委員会総会を閉会といたします。

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和6年2月16日

棚倉町農業委員会 会 長

議事録署名委員 13番委員

14番委員